

令和 5（2023）年度

科目等履修生 出願手続要項

1. 科目等履修生制度とは

科目等履修生制度は、生涯学習の推進を図ることを目的として、社会人等に対して学修機会を拡大する観点から設けられた制度です。大学及び大学院で開講している授業科目を履修し、正規の単位を修得することができます。

2. 科目等履修生を受け入れる学部・研究科（博士前期課程及び修士課程）

東大阪キャンパス	法学部、経済学部、経営学部、理工学部、建築学部、薬学部、文芸学部、総合社会学部、国際学部、情報学部、短期大学部 法学研究科、商学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、薬学研究科、総合文化研究科
奈良キャンパス	農学部、農学研究科
和歌山キャンパス	生物理工学部、生物理工学研究科
広島キャンパス	工学部、システム工学研究科
福岡キャンパス	産業理工学部、産業理工学研究科

※本学薬学部創薬科学科を卒業又は卒業見込者で薬剤師国家試験受験資格の取得を希望される場合は、履修料・履修制限等が異なりますので、事前に薬学部学生センターにご相談ください(平成 29 年度までの入学者に限ります)。

※国際学部は、教育職員免許状取得希望者に限ります。(3.出願資格 大学及び短期大学部の⑧を参照)

3. 出願資格

大学・短期大学部・大学院 共通事項

- | |
|--|
| ①教育実習の履修を希望する者は、出願時において教育実習の受け入れ先を確保できる者に限る。
②科目等履修生になることによって、留学生の在留資格を得ようとする者は出願できません。 |
|--|

大学及び短期大学部

- | |
|---|
| ①高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者。
②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。
③外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
④文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
⑤文部科学大臣の指定した者。
⑥高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）。
⑦その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
⑧教育職員免許状取得、図書館司書資格取得、博物館学芸員資格取得及び臨床工学技士国家試験受験資格取得を目的として出願できる者は、原則として本学在学中教職課程、司書課程、博物館学課程及び臨床工学技士国家試験受験資格の指定する科目を履修し卒業までに必要単位を修得できなかった者で、卒業後、出願時において 3 年以内の者とする。 |
|---|

※本学各学部にて在籍中の者を除きます。ただし、卒業見込者は出願できます。

大学院博士前期課程及び修士課程

- ①大学を卒業した者。
- ②大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者。
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
- ⑥専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- ⑦文部科学大臣の指定した者。
- ⑧本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者。
- ⑨本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
- ⑩教育職員免許状取得を目的として出願できる者は、基礎となる教科の免許状取得者で本学大学院修了までに必要単位を修得できなかった者で、修了後、原則として3年未満の者とする。

※本学各研究科にて在籍中の者を除きます。ただし、修了見込者は出願できます。

4. 入学時期

前期 4月

後期 9月

5. 履修期間

原則として各学期

6. 履修制限

- ①大学、短期大学部は年度で通算36単位以内を限度とします。
大学院は年度で通算10単位以内を限度とします。なお、履修できる科目は、各研究科において別途定めます。
- ②管理栄養士養成課程指定科目は除きます。
- ③実験・実習・演習科目は、原則として教育職員免許状、図書館司書資格、博物館学芸員資格及び臨床工学技士国家試験受験資格の取得を目的とする者に限ります。

7. 単位認定時期

各学期末

8. 教育職員免許状取得のための出願手続

大学院・共通教育学生センター（18号館1階）において履修科目の確認を行います。

東大阪キャンパス以外の各キャンパスについては、志願学部学生センターにお問い合わせください。

9. 出願手続

①出願期間

前期：令和5（2023）年3月2日（木）～3月9日（木）

平日9：00～17：00 土曜9：00～12：30（日曜除く）

後期：令和5（2023）年8月21日（月）～8月28日（月）

平日9：00～16：00（土・日曜除く）

※東大阪キャンパス以外の各キャンパスの受付時間は各志願学部学生センターにお問い合わせください。

※薬剤師国家試験受験資格の取得を目的とする者の出願期間は前期のみとします。

②出願先

事前に各志願学部学生センターにお問い合わせのうえ、提出してください。

③提出書類（近畿大学証明書発行サービスで選考料を納入のうえ、提出してください。）

近畿大学科目等履修生志願書 （所定様式）	本人が自身で記入してください。
科目等履修志望理由書 （所定様式）	科目等履修を志望する理由・学習計画について記入してください。 用紙が不足する場合は、本用紙をコピーして使用してください。
科目等履修受講科目申請書 （所定様式）	用紙が不足する場合は、本用紙をコピーして使用してください。提出前にコピーし、控えとして保管してください。
卒業（修了）証明書 又は 卒業（修了）見込証明書	出願3カ月以内に発行したもの。 ※卒業（修了）見込証明書を提出した者で、科目等履修生として許可を受けた者は所定の手続期間内に卒業（修了）証明書を提出してください。
成績証明書	出願3カ月以内に発行したもの。
その他本学が必要とするもの	
写真2枚 （たて4cm×よこ3cm）	①上半身、脱帽、正面向きで3カ月以内に撮影したもの。 ②写真の裏面に氏名を記入してください。 ③1枚は志願書に貼付してください。

※出願に伴う提出書類は返還しませんのでご注意ください。

※出願書類に記入された住所、氏名その他個人情報につきましては、安全管理のため必要な措置を講じております。これらの情報につきましては、科目等履修に関連した業務の遂行以外には利用いたしません。

10. 履修料等

近畿大学証明書発行サービスにて納入してください。詳しい納入方法については、各志願学生センターにお問い合わせください。

証明書発行サービス：<https://www.kindai.ac.jp/campus-life/certificate/convenience/>

区分		金額	
		大学及び短期大学部	大学院
選考料		15,000 円	15,000 円
登録料		20,000 円	20,000 円
履修料	講義科目 (1 単位につき)	15,000 円 ※本学大学院在学学生は 1,500 円	20,000 円
	実験・実習・演習科目 (1 単位につき)	25,000 円 ※本学大学院在学学生は 2,500 円	30,000 円

- ①登録料については、本学（短期大学部を含む）・本学大学院在籍者及び卒業生・修了者（中途退学者を含む）は免除します。
- ②選考料及び登録料については、科目等履修延長者は免除します。
- ③科目等履修生として許可された者は、所定の期日までに履修料等全額を納入してください。
- ④既に納入した履修料等は、いかなる事情があっても返還しません。ただし、開講時において、不開講となった科目の履修料等は返還します。
- ⑤所定の期日までに履修料等全額を納入しない者は、科目等履修生の許可を取り消します。
- ⑥教育職員免許状の資格を取得する目的の者で「介護等体験」のみの履修者は履修料を免除します。

11. 選考・許可

- ①出願書類を選考のうえ許可します。
- ②許可を得た者は、履修料等の納入及び必要な手続を行ってください。

12. 登録手続

①登録期間

前期 手続期間：令和 5（2023）年 3 月 16 日（木）～3 月 23 日（木）
受付時間：平日 9：00～17：00 土曜 9：00～12：30（日曜・祝日除く）

後期 手続期間：令和 5（2023）年 9 月 4 日（月）～9 月 6 日（水）
受付時間：平日 9：00～16：00

※東大阪キャンパス以外の各キャンパスの受付時間は各志願学部学生センターにお問い合わせください。

②登録方法（東大阪キャンパスの場合）

東大阪キャンパス以外の学部については、各学生センターにお問い合わせください。

- (1) 各学部学生センター窓口で、必要書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、提出してください。
- (2) 近畿大学証明書発行サービスで登録料と履修料を納入してください。
- (3) 上記(1)(2)の手続終了後、各学部学生センター窓口にて科目等履修生証を交付します。

13. その他

①履修許可の取消し

本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があったときは、履修の許可を取り消すことがあります。

②科目等履修生証

科目等履修生として許可された者には、「科目等履修生証」を交付します。授業の際及び試験を受けるときは必ず携行してください。

③施設設備の利用

図書館その他必要な施設設備を利用することができます。

④成績評価及び単位認定については、近畿大学学則・近畿大学短期大学部学則及び近畿大学大学院学則を準用します。

⑤修得した科目は、「単位修得証明書」及び「成績証明書」の交付を求めることができます。また単位修得を必要としない場合は、「履修証明書」の交付を求めることができます。

14. 問い合わせ先

科目等履修生に関する詳細は、出身又は志願学部学生センターにお問い合わせください。

東大阪キャンパス（東大阪市）

法学部学生センター	(06) 4307-3041
経済学部学生センター	(06) 4307-3043
経営学部学生センター	(06) 4307-3045
（短期大学部担当）	(06) 4307-3045
理工学部学生センター	(06) 4307-3047
建築学部学生センター	(06) 4307-3057
薬学部学生センター	(06) 4307-3058
文芸学部学生センター	(06) 4307-3061
総合社会学部学生センター	(06) 4307-3062
国際学部学生センター	(06) 4307-3104
情報学部学生センター	(06) 4307-3116
大学院・共通教育学生センター	(06) 4307-3036
奈良キャンパス学生センター（奈良市：農学部）	(0742) 43-1849
和歌山キャンパス学生センター（紀の川市：生物理工学部）	(0736) 77-3888
広島キャンパス学生センター（東広島市：工学部）	(082) 434-7006
福岡キャンパス学生センター（飯塚市：産業理工学部）	(0948) 22-5655